

第40号議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和23年島根県条例第88号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1項中「副知事」を「副知事、教育長」に改める。

第1号表副知事の項の次に次のように加える。

教 育 長	775,000円
-------	----------

第2号表中 「

常 勤 の 監 査 委 員

」 を 「

教 育 長 常勤の監査委員

」 に改める。

(非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第2条 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例(昭和27年島根県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「(教育長に任命された委員を除く。)」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

「教育委員会の委員

第2条の表中 委員長である委員 月額 222,000円 を
その他の委員 月額 183,000円」

「教育委員会の委員 月額 183,000円」に改める。

(島根県職員定数条例の一部改正)

第3条 島根県職員定数条例(昭和28年島根県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長並びに」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 4 条 職員の退職手当に関する条例 (昭和29年島根県条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項第 1 号中「病院事業管理者」の次に「、教育長」を加え、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 削除

第11条第 3 項中「、教育長 (教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (平成12年島根県条例第62号) 第 6 条第 6 項第 2 号の規定の適用を受ける者に限る。) 」を削る。

(特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部改正)

第 5 条 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例 (昭和30年島根県条例第23号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 教育長

第 2 条中「現在。」を「現在」に改める。

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第 6 条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例 (昭和32年島根県条例第21号) の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 項第 6 号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年法律第76号) による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) (以下この条において「改正前の地教行法」という。) 」に、「同法」を「改正前の地教行法」に改め、同条第 4 項第 2 号ア中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「同法」を「改正前の地教行法」に改める。

(特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第7条 特別職の職員の退職手当に関する条例(平成元年島根県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「副知事」の次に「、教育長」を加える。

第3条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育長 100分の22

(島根県教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正)

第8条 島根県教育委員会の委員の定数を定める条例(平成12年島根県条例第3号)の一部を次のように改正する。

本則中「6人」を「5人」に改める。

(知事等の給与の特例に関する条例の一部改正)

第9条 知事等の給与の特例に関する条例(平成15年島根県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「副知事」の次に「、教育長」を加え、同条中「副知事及び」を「副知事、教育長及び」に改め、「100分の15を、」の次に「教育長及び」を加える。

第4条を削る。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)

第10条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成12年島根県条例第62号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、次の表の左欄に掲げる規定による改正後の同表の右欄に掲げる規定は適用せず、同表の左欄に掲げる規定による改正前の同表の右欄に掲げる規定は、なおその効力を有する。

第 1 条	特別職の職員の給与等に関する条例第 1 条、第 2 条第 1 項、第 1 号表及び第 2 号表
第 2 条	非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例第 1 条の 2 及び第 2 条
第 3 条	島根県職員定数条例第 1 条
第 4 条	職員の退職手当に関する条例第 1 条の 2 第 1 項及び第 11 条第 3 項
第 5 条	特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例第 1 条
第 7 条	特別職の職員の退職手当に関する条例第 1 条及び第 3 条
第 8 条	島根県教育委員会の委員の定数を定める条例
第 9 条	知事等の給与の特例に関する条例第 2 条

- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 9 条の規定による改正前の知事等の給与の特例に関する条例第 4 条の規定及び第 10 条の規定による廃止前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例は、なおその効力を有する。